

古物営業の手引き



岐阜県警察本部
生活安全総務課

本書は、古物営業法について、許可に関する基本的事項、営業者として守らなければならない規定、営業内容の変更の手続きなどをとりまとめたものです。

古物営業は、その営業実態からも明らかなように、盗品等が流入しやすい営業であることから、古物営業を営まれる方は、古物営業法第1条に明記された「目的」である

- ① 窃盗その他の犯罪の防止を図ること
- ② その被害の迅速な回復に資すること

を理解し、健全な営業に努めていただくとともに、本書をみなさんの営業の手引書として、業績発展の一助としてご活用していただければ幸いです。

(注1) 本書は古物商として営む営業を中心にまとめてあります。

(注2) 本書中では、古物営業法は「法」と、古物営業法施行規則は「規則」とそれぞれ省略して表記します。



用語の定義

1 古物とは (法第2条第1項)

古物とは、次のものをいいます。

- ①一度使用された物品
- ②使用されない物品で使用のために取引されたもの
- ③これらのいずれかの物品に「幾分の手入れ」をしたもの

* 「使用」とは、その物本来の目的にしたがってこれを「使う」ことをいい、衣類についての「使用」とは着用することであり、自動車についての「使用」とは運行の用に供することです。

* 「使用のために取引されたもの」とは、自己が使用し、又は他人に使用させる目的で購入等されたものをいい、小売店等から一度でも一般消費者の手に渡った物品は、それが未だ使用されていない物品であっても「古物」に該当します。

* 「幾分の手入れ」とは、物の本来の性質、用途に変化を及ぼさない形で、修理等を行うことをいいます。

* 「物品」には、「商品券、乗車券、郵便切手その他政令で定めるこれらに類する帳票その他の物」が含まれ、「大型機械類（船舶、航空機、工作機械その他これらに類する物をいう。）で政令で定めるもの」が除かれます。

よって、商品券や乗車券を扱う「金券ショップ」を営もうとする方は、古物営業の許可が必要です。

2 古物営業とは (法第2条第2項)

古物営業とは、次の3つの営業をいいます。

- ①古物を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業（以下「1号営業」といいます。）

なお、次の営業形態は、偽品等の混入のおそれがあることから、規制対象から除外されます。

ア 古物の買取りを行わず、古物の売却だけを行う営業

この形態には、無償又は引取り料を徴収して引き取った古物を修理して販売するものが認められます。

イ 自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行う営業

この形態として、業者「A」が物品を顧客「B」に販売し、その後に「B」から「A」が第三者を介さずに物品を買い戻すといった行為だけを行うものがあげられます。

- ②古物市場（古物商間の古物の売買、又は交換のための市場）を経営する営業（以下「2号営業」といいます。）
- ③古物の売買をしようとする者のあっせんを競りの方法（主としてインターネット等を利用するものに限る）により行う営業で、2号営業以外のもの（以下「3号営業」といいます。）

3 古物商とは (法第2条第3項)

古物商とは、許可を受けて1号営業を営む人をいいます。

4 古物市場主とは (法第2条第4項)

古物市場主とは、許可を受けて2号営業を営む人をいいます。

5 古物競りあっせん業とは (法第2条第5項)

古物競りあっせん業とは、届出をして3号営業を営む人をいいます。

古物商の許可関係

以下は1号営業を中心に記載をしています。

1 古物商の許可 (法第3条)

1号又は2号の営業を営もうとする人は、都道府県公安委員会の許可が必要です。

【許可申請の手続き】

- ※ 主たる営業所の所在地の所轄警察署に1通の許可申請書を提出してください。
《許可申請時の添付書類》 資料1を参照ください。
《手数料》 申請時に手数料が必要となります。
- ※ 申請の窓口は、所轄警察署の生活安全課となります。
- ※ 許可申請書等は、岐阜県警察のホームページを御覧いただくか、所轄警察署にてお問い合わせください。

2 許可の基準 (法第4条)

次のような欠格事由に該当すると許可を受けることができません。

- ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ②過去5年以内に禁錮以上の刑に処せられ、又は財産犯等の罪を犯して罰金刑に処せられたことのある者
- ③集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者
- ④3年以内に暴力団員による不当な行為の防止に関する法律による命令又は指示を受けた者
- ⑤住居の定まらない者
- ⑥過去5年以内に古物営業の許可を取り消された者
- ⑦営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者
- ⑧心身の故障により古物商の業務を適正に実施することができない者
- ⑨法人の役員に欠格事由該当者がいる場合

3 許可の取消し (法第6条)

許可を受けた人について、次の事実が判明すると、許可が取り消されることになります。

- ・偽りその他不正の手段により許可を受けたこと
- ・欠格事由に該当していること
- ・許可を受けてから6月以内に営業を開始せず、又は引き続き6月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと
- ・所在不明であること

4 許可証の返納 (法第8条)

次のような場合は、古物商許可証等を公安委員会（主たる営業所を所轄する警察署）に返納しなければなりません。

- ・古物営業を廃止したとき
- ・古物営業の許可が取り消されたとき
- ・許可証の再交付を受けた場合において、なくした許可証を発見し、又は回復したとき（発見又は回復した許可証を返納）

許可申請、変更届出等の手続きは、資料5「手続一覧表」を参照ください。

古物営業に関する禁止・制限事項

1 名義貸しの禁止 (法第9条)

古物商又は古物市場主は、自己の名義をもって、他人にその営業を営ませてはいけません。

2 営業の制限 (法第14条)

古物商は、営業所又は取引の相手方の住所、居所以外の場所で、取引のために古物商以外の者から古物を受け取ってはいけません。

ただし、あらかじめ公安委員会に届け出た時は、仮設店舗において古物営業を営むことができます。

3 条例による制限

岐阜県青少年健全育成条例により、古物商は、18歳未満の青少年から古物を買い受け、又は売却の委託を受けてはいけません。

ただし、保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合はこの限りではありません。

古物商の遵守事項等

1号営業の許可を受けた人は、次のような遵守事項を守って営業してください。

1 許可証等の携帯等 (法第11条)

許可証の携帯

行商、又は競り売りをするときは、許可証を携帯しなければなりません。

行商従業者証の携帯

従業者等に行商をさせるときは、国家公安委員会規則で定める様式の行商従業者証（資料2参照）を携帯させなければなりません。

許可証等の掲示

行商をする場合において、取引の相手方から許可証又は行商従業者証の提示を求められたときは、これを提示しなければなりません。

※ 「行商」とは、営業所を離れて行う取引の形態をいいます。

2 標識の掲示等 (法第12条)

営業所、露店ごとに、公衆の見やすい場所に、国家公安委員会規則で定める様式の標識（資料3参照）を掲示しなければなりません。

また、インターネット等により取引しようとするときは、

- ・取り扱う古物に関する事項
 - ・氏名又は名称
 - ・許可をした公安委員会の名称及び許可証の番号
- をホームページ上などに表示しなければなりません。

3 管理者の選任 (法第13条)

営業所ごとに業務を適正に実施するための責任者として、管理者1人を選任しておかなければなりません。

古物商自らを管理者として選任することもできます。

次に該当する人は管理者となることができません。

①未成年者

②法第4条第1号から第8号までのいずれかに該当する者

4 相手方の確認等 (法第15条)

・古物を買い受ける場合

・古物を交換する場合

・古物の売却又は交換の委託を受ける場合

は、次のいずれかの措置をとらなければなりません。

対面取引の場合

①相手方の住所、氏名、職業、年齢を確認すること

方法は、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等の提示、又は身元を確認できる者への問い合わせによることとされています。

②相手方から住所、氏名、職業、年齢が記載された文書（その者の署名のあるものに限る。）の交付を受けること

署名は、面前で万年筆、ボールペン等により明瞭に記載してもらうこと（真正なものでない疑いがあるときは①の方法で確認すること）とされています。

非対面取引の場合

規則第15条
第3項第13号

最初の取引において本人確認を行った場合の2回目以降の取引



本人確認の上で付与したID・パスワードの送信を受ける方法等により、相手方について本人確認済みであることを確かめる。



① 法第15条第1項第3号

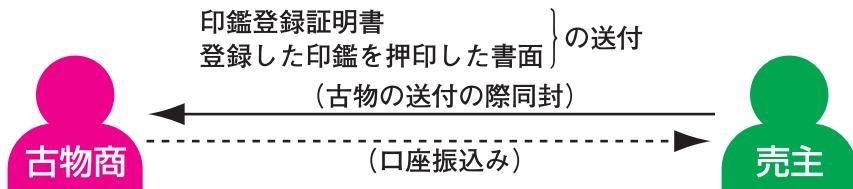


電子署名したメールの送信

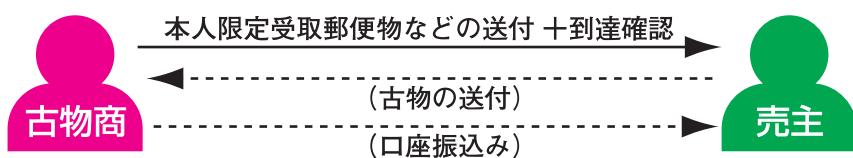
(古物の送付)
(口座振込み)



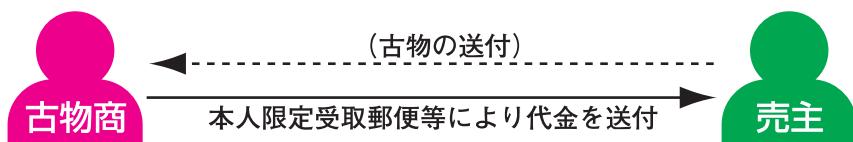
② 規則第15条第3項第1号



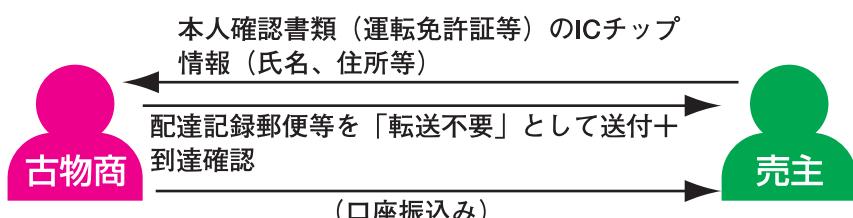
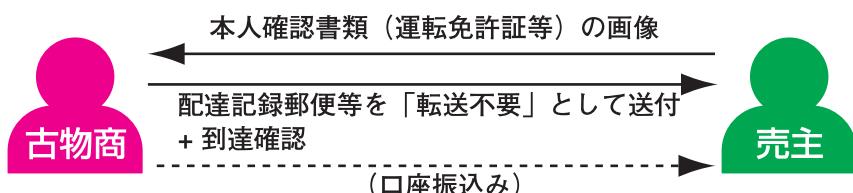
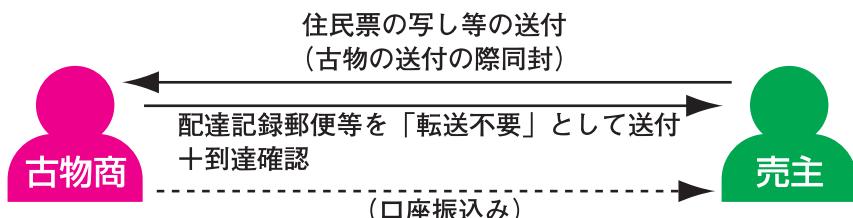
③ 規則第15条第3項第2号



④ 規則第15条第3項第3号

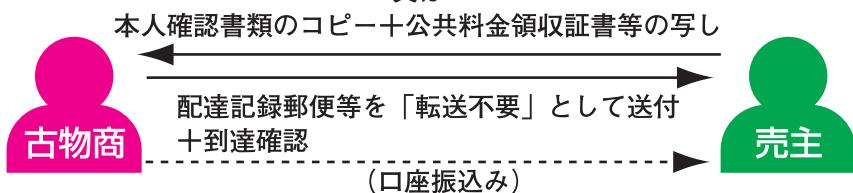


⑤ 規則第15条第3項第4号

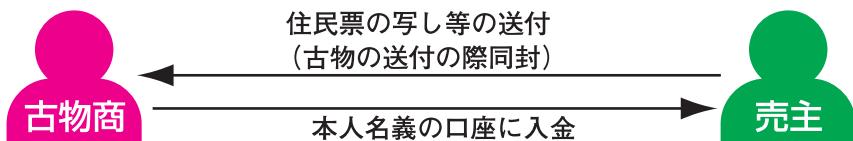


⑥ 規則第15条第3項第5号

異なる本人確認書類のコピー2点（例：運転免許証及び健康保険証）
又は

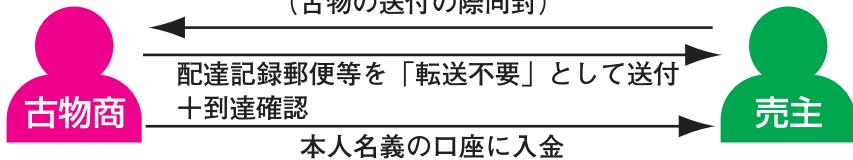


⑦ 規則第15条第3項第6号



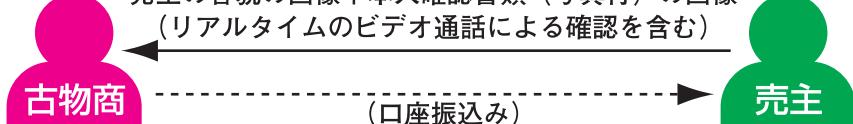
⑧ 規則第15条第3項第7号

運転免許証等のコピーの送付※このコピーは保存が必要
(古物の送付の際同封)



⑨ 規則第15条第3項第8号

売主の容貌の画像十本人確認書類（写真付）の画像
(リアルタイムのビデオ通話による確認を含む)

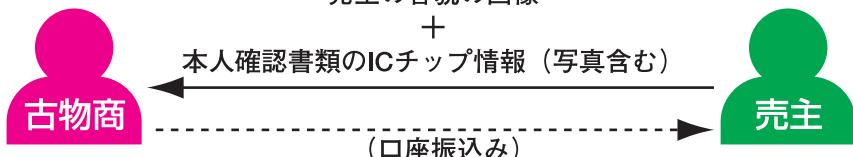


⑩ 規則第15条第3項第9号

売主の容貌の画像

+

本人確認書類のICチップ情報（写真含む）



(注) ①では、住所、氏名、職業及び年齢をメールに記載してもらうこと
②～⑩では、相手方から住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けること
が、それぞれ必要です。

確認義務が免除される場合

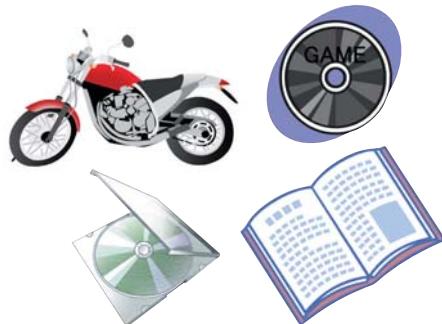
次の場合については、相手方の確認等の義務が免除されます。

- ア 対価の総額が1万円未満の取引をする場合
- イ 自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受ける場合

確認義務が免除されない場合 (規則第16条)

対価の総額が1万円未満の取引でも、次の品目については、相手方の確認等を行わなければなりません。

- ①自動二輪車及び原動機付自転車
(部分品を含みます。ただし、ネジ、ボルト、ナット、コード等は除きます。)
- ②テレビ、パソコン等のゲームソフト
- ③音楽や映画等を記録したCD、DVD、ブルーレイディスクなど
- ④書籍



5 不正品の申告 (法第15条第3項)

6 取引の記録義務 (法第16条、17条)

7 帳簿等の備付け義務等 (法第18条)

古物商を営むにあたっては、偽品等が混入しないよう常に注意を払わなくてはなりませんが、不正品の疑いがあるときは、警察官に申告しなければなりません。

古物を受け取り、又は引き渡したときは、その都度、次のいずれかの方法で記録しておかなければなりません。

①帳簿への記載

- ・規則に規定された様式の帳簿に記載する必要があります。(資料4参照)

②帳簿に準ずる書類への記載

- ・記載すべき事項を取引の順に記載することができる様式の書類
- ・取引伝票その他これに類する書類であって、記載すべき事項を取引ごとに記載することができる様式のもの(当該書類は、取引の順にとじ合わせておかなければなりません。)

③電磁的方法による記録

- ・記載すべき事項をUSBメモリ等電子的方法、磁気的方法により記録

帳簿等に記載すべき事項	①取引の年月日 ②古物の品目及び数量 ③古物の特徴 ④相手方の住所、氏名、職業及び年齢 ⑤確認の方法等
-------------	---

①帳簿等の備付け義務

最終の記録をした日から3年間備え付けておかなければなりません。

②電磁的方法による記録の保存義務

記録したUSBメモリを、直ちにプリントアウトできるようにしておくなど、記録をした日から3年間、直ちに書面に表示できるように保存しておかなければなりません。

③記録を毀損等した場合の届出義務

帳簿又は電磁的方法による記録を毀損し、又は亡失したときは、営業所の所在地を管轄する警察署に届け出なければなりません。

8 本人確認及び取引記録義務の一覧

法第15条及び第16条に規定する、本人確認及び取引の記録については、まとめるところとおりとなります。

凡例 (○・義務あり、×・義務無し)

○ オートバイ

		買取りの際の 相手方の確認	記録	
			買取時	売却時
1万円以上	オートバイ (部分品を含む)	○	○	○
1万円未満	オートバイ 部分品(ねじ、ボルト、ナット、コード等を除く) 部分品 (ねじ、ボルト、ナット、コード等)	○ ×	○ ×	○ ×

○ 自動車

		買取りの際の 相手方の確認	記録	
			買取時	売却時
1万円以上	自動車 (部分品を含む)	○	○	○
1万円未満	自動車 (部分品を含む)	×	×	×

○ 美術品類

○ 時計・宝飾品類

		買取りの際の 相手方の確認	記録	
			買取時	売却時
1万円以上		○	○	○
1万円未満	美術品類、時計・宝飾品類	×	×	×

○ ゲームソフト

○ 音楽や映画等を記録したCD、LD、DVD、ブルーレイディスクなど

○ 書籍

		買取りの際の 相手方の確認	記録	
			買取時	売却時
1万円以上	ゲームソフト、音楽や映画等のCD・	○	○	×
1万円未満	DVD等、書籍	○	○	×

○ 上記以外の古物

		買取りの際の 相手方の確認	記録	
			買取時	売却時
1万円以上		○	○	×
1万円未満	上記以外の古物	×	×	×

古物競りあっせん業者の遵守事項等

1 相手方の確認 (法第21条の2)

古物競りあっせん業者は、古物の売却をしようとする者から出品を受け付けようとするときは、その者の真偽を確認するための措置をとるよう努めなければなりません。

〈具体例〉

- ① 口座確認による認証をする。
- ② 通常のクレジットカード認証（カード番号と有効期限が正しいことを確認）をする。

2 申告 (法第21条の3)

インターネット・オークションに出品された古物について、盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその古物が出品されているページのURL等を特定してその旨を申告しなければなりません。

申告方法としては、

- ① 対象となる古物の出品画面のファイルを電子メールにより送信する方法
- ② ①の出品画面を印刷してファクシミリにより送信する方法
- ③ 電話により通報する方法

があります。

3 記録の作成及び保存 (法第21条の4)

古物競りあっせん業者は、古物の売買をしようとする者のあっせんを行ったときは、書面又は電磁的方法による記録の作成及び保存に努めなければなりません。

- ① 記録の作成に努めるべき事項
 - ア 古物の出品日
 - イ 古物の出品情報及び出品者・落札者のユーザーID等でサイトに掲載されたもの
 - ウ 出品者・落札者がユーザー登録等の際に登録した人定事項であって、古物競りあっせん業者が記録することに同意したもの
- ② 記録の保存に努めるべき期間は1年間です。
- ③ 記録の保存方法は特に限定されていませんが、ホームページや、ハードディスク等の記録媒体、印字した用紙等で保存することが考えられます。

4 競りの中止令 (法第21条の7)

インターネット・オークションに出品された古物について、盗品であると疑うに足りる相当な理由がある場合に、警察本部長等が古物競りあっせん業者に対して、その古物に係る競りの中止を命ずるものです。

宝石・貴金属を取り扱う古物商の遵守事項

貴金属や宝石を取り扱う古物商の方が200万円を超える現金取引を行う際には、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」により、運転免許証等の公的証明書などで取引相手の本人確認等を行うことが義務付けられています。

1 対象となる貴金属等とは

対象となる貴金属等とは、次の物をいいます。

- 金、白金、銀及びこれらの合金（貴金属）
- ダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠（宝石）
- 上記貴金属、宝石の製品

2 義務の内容

対象となる貴金属等の取引を行う場合、次のことを行わなければなりません。

- ① 本人確認(印鑑登録証明書、運転免許証等の提示を受けるなど)
- ② 本人確認記録の作成、保存（保存期間7年）
- ③ 取引記録の作成、保存（保存期間7年）
- ④ 疑わしい取引の届出（警察署を通じ、公安委員会に届出）

※ ①～③の義務は、200万円以上の現金取引を行う場合に限ります。

3 本人確認の方法について

対象となる貴金属等の取引相手の本人確認方法については、それぞれ次のいずれかの方法により確認を行う必要があります。

個人の場合

【対面取引の場合】

- 本人確認書類（運転免許証や健康保険証等）の提示を受ける（写しは不可）
- 住民票や顔写真のない官公庁発行書類等の提示+本人確認書類記載の住所に取引関係文書を転送不要郵便で送付する

【非対面取引の場合】

- 本人確認書類又はその写しの送付+本人確認書類記載の住所に取引関係文書を転送不要郵便で送付する

法人の場合

【対面取引の場合】

- 法人の登記事項証明書や印鑑登録証明書等の提示を受ける（写しは不可）

【非対面取引の場合】

- 法人の登記事項証明書等の本人確認書類又はその写しの送付を受ける
+現に取引をしている者の本人確認書類又はその写しの送付を受ける
+法人及び現に取引をしている者の両方の本人確認書類記載の住所に取引
関係文書を転送不要郵便で送付する。

4 古物営業法の規制との違いは

古物営業法では、相手に売却する際における本人確認義務や疑わしい取引の規制との違いは届出義務はありませんが、犯罪収益移転防止法では、相手から購入する際と相手に売却する際の両方で、本人確認義務（ただし、200万円を超える現金取引に限ります）及び疑わしい取引の届出義務が課せられています。

古物商に関する届出及び申請

1 変更の届出 (法第7条、規則第5条)

次の事項に変更があった場合は、変更の日から14日（登記簿の謄本を添付すべき場合は20日）以内に警察署へ届出をしなければなりません。

ただし、②にかかる事項については、3日前までに届出をしなければなりません。

- ① 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 営業所の名称及び所在地 ※新設する場合も含む
- ③ 営業所ごとに取り扱おうとする古物の区分
- ④ 管理者の氏名及び住所
- ⑤ 行商（露店を出すことを含む。）をしようとするかどうかの別
- ⑥ インターネット等を利用して古物の売買をする者のURL等
- ⑦ 法人にあっては、その役員の氏名及び住所

※ ②の営業所を新設する場合は、既設の営業所を管轄する警察署へ届出をする必要があります。

《添付書類》

許可申請時に提出した添付書類のうち、当該変更に係る書類を添付する必要があります。

2 競り売りの届出 (法第10条)

古物商が競り売りをしようとする場合は、競り売りの日から3日前までに、その日時及び場所（インターネット等でその買い受けの申込みを受ける場合にあっては、そのURL等）を、その場所を管轄する警察署に届け出なければなりません。

3 許可証の書換え申請 (法第7条第5項)

1の変更の届出で、許可証の記載事項の変更を伴う場合は、主たる営業所を所轄する警察署に許可証の書換え申請も併せて行わなければなりません。

申請時に手数料が必要となります。

4 許可証の再交付申請 (法第5条第4項)

許可証を亡失し、又は許可証を滅失した場合は、主たる営業所を所轄する警察署に申請し、許可証の再交付を受けなければなりません。

申請時に手数料が必要となります。

品触れ

(法第19条)

警察本部長又は警察署長が、盗品発見のため、古物商に対して被害品を通知し、その有無の確認及び届出を求めるものです。

- ① 品触れを受けたときは、当該品触れに係る書面に到達の日付を記載し、その日から6月間保存しなければなりません。
- ② 品触れに相当する古物を受け取ったときは、直ちに警察官に届け出なければなりません。

差止め

(法第21条)

警察本部長等が、盗品又は遺失物の疑いのある古物について、一定期間保管を命ずるものです。

差止めを受けた古物商は、定められた期間、適正にその古物を保管しなければなりません。

立入り等

(法第22条)

営業所において古物営業が適正に営まれていないおそれがあると認められる場合に、その実態を把握し、あるいは、盗品等が混入していないかどうかを確認するために、警察職員が営業所若しくは仮設店舗、古物の保管場所、古物市場又は競り売りの場所に立ち入り、古物や帳簿等を検査し、関係者に質問するものです。

また、古物商・古物市場主又は古物競りあっせん業者に対して盗品等に関し、報告を求めるものです。

違反者に対する処罰

古物商又はその従業者が、古物営業法等の規定に違反すると、その違反の内容により罰則が科せられます。罰則は、最高が3年以下の懲役又は100万円以下の罰金で、更に行政処分として許可の取消し、あるいは営業停止等の処分を受けることがあります。

資料1 古物商許可申請書の添付書類（規則第1条の3第3項）

(1) 申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

- イ 最近5年間の略歴を記載した書面及び住民票の写し（外国人にあっては在留カード、特別永住者証明書の写し）
- ロ 法第4条第1号から第9号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- ハ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものに該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書
- ニ 未成年者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）で古物営業を営むことに関し法定代理人の許可を受けているものにあっては、その法定代理人の氏名及び住所を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面（古物商又は古物市場主の相続人である未成年者で古物営業を営むことに関し法定代理人の許可を受けていないものにあっては、被相続人の氏名及び住所並びに古物営業に係る営業所又は古物市場の所在地を記載した書面並びにその法定代理人に係るイからハまでに掲げる書類）

(2) 申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

- イ 定款及び登記簿の謄本
- ロ 役員に係る前号イに掲げる書類
- ハ 役員に係る前号ハに掲げる書類
- ニ 役員に係る法第4条第1号から第8号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(3) 選任する法第13条第1項の管理者に係る次に掲げる書類

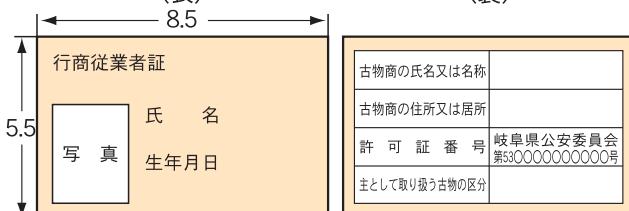
- イ (1)イに掲げる書類
- ロ (1)ハに掲げる書類
- ハ 法第13号第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(4) 取り扱う古物に関する事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供し、その取引の申込みを第2条の2に規定する通信手段により受ける営業の方法を用いようとする者にあっては、当該古物に関する事項に係る自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号、その他の符号を使用する権限のあることを疎明する資料

資料2 行商從業者証

(表)

(裏)



- 1 材質は、プラスチック又はこれと同じ程度以上の耐久性を有するものとすること。
- 2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 3 「氏名」及び「生年月日」欄には、行商をする代理人等の氏名及び生年月日を記載すること。
- 4 「写真」欄には、行商をする代理人等の写真（縦2.5センチメートル以上、横2.0センチメートル以上のもの）を貼り付けること。

資料3 標識

- 1 この様式は、古物商がその営業所又は露店に掲示する標識の様式とする。
- 2 材質は、金属、プラスチック又はこれと同程度以上の耐久性を有するものとする。
- 3 色は、紺色地に白文字とする。
- 4 番号は、許可証の番号とする。
- 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 6 「○○○商」の「○○○」部分には、当該営業所又は露店において取り扱う古物に係る第2条各号に定める区分（2以上の区分に係る古物を取り扱う場合は、主として取り扱う古物に係る区分）を記載すること。

ただし、同条第1号の美術品については「美術品」、同条第3号の時計・宝飾品類についてでは「時計・宝飾品」、同条第5号の自動二輪車及び原動機付自転車については「オートバイ」、同条第6号の自転車類については「自転車」、同条第7号の写真機類については「写真機」、同条第8号の事務機器類については「事務機器」、同条第9号の機械工具類については「機械工具」、同条第10号の道具類については「道具」、同条第11号の皮革・ゴム製品類については「皮革・ゴム製品」、同条第13号の金券類については、「チケット」と記載するものとする。

- 7 下欄には、古物商の氏名又は名称を記載するものとする。



資料4 帳簿

受入れ							払出し			
年月日	区別	取引した古物		相手方の真偽を確認するためにとった措置の区分（及び方法）	取引の相手方			年月日	区別	取引の相手方
		品目	特徴		住所	氏名	職業			

備考

- 「受け入れ」の「区別」欄には買受け又は委託の別を記載し、「払出し」の「区別」欄には、売却、委託に基づく引渡し又は返還の別を記載すること。
- 「品目」欄は、一品ごとに記載すること。
- 「特徴」欄には、例えば、衣類にあっては「上衣、シングル、鈴木のネーム入り、チャック、ねずみ色裏付き、ズボン、後ポケットふたなし」、時計にあっては「オメガ、何型、何番、文字板に傷あり」のように記載し、自動車にあっては自動車検査証に記載された自動車登録番号または車両番号、車名、車台番号及び所有者の氏名又は名称等の必要な事項を記載すること。
- 現に使用している帳簿に既に住所、氏名、職業及び年齢が記載してある者については、氏名以外の事項で異動のないものの記載は、省略することができる。

資料5 手続一覧表

	事由	必要な手続	期限	提出書類	添付書類
許可証の取得	新規に古物営業を開始しようとする場合（1号営業）	許可申請	営業を開始する前	許可申請書（様式第1号）	<ul style="list-style-type: none"> ○個人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・履歴書（最近5年間の略歴を記載したもの）…① ・住民票の写し …② ・誓約書（法第4条第1～9号不該当を誓約） ・市町村長の証明書（身分証明書） …③ （法第4条第1号不該当） ○法人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・定款、登記簿の謄本 ・役員に係る上記 ①、②、③ ・役員の誓約書（法第4条第1～8号不該当を誓約） ○管理者関係……共通事項 <ul style="list-style-type: none"> ・管理者に係る上記 ①、②、③ ・管理者の誓約書（法第13条第2項各号不該当を誓約） ○インターネット等を利用する者にあってはプロバイダからURL等の割当を受けた通知書の写し等 <ul style="list-style-type: none"> （注）質屋が古物営業の許可申請を行う場合は、特例があります。（施行規則第1条の3第5項）
	古物市場を開設しようとする場合（2号営業）		1号営業に同じ		<ul style="list-style-type: none"> ・上記の書類 ・古物市場ごとの規約 ・参考古物商の名簿
競り売り	競り売りを行う場合	競り売りの日時、場所、URLの届出	競り売りの日から3日前まで	競り売り届出書（様式第10号又は様式第10号の2）	○インターネット等を利用する者にあってはプロバイダからURL等の割当を受けた通知書の写し等
営業内容の変更、許可証の書換え	氏名又は名称・住所又は居所・法人の代表者の氏名に変更が生じた場合	許可証の書換え申請 ※主たる営業所を管轄する警察署へ提出	当該変更の日から14日以内 (謄本を添付すべき場合は、20日以内)	書換申請書（様式第6号）	・許可申請の際の添付書類のうち、当該変更事項に係る書類
	行商をするかしないかの別に変更が生じた場合		当該変更の日から3日前まで	変更届出書（様式第5号）	
	営業所又は古物市場の名称・所在地に変更が生じた場合		当該変更の日から14日以内 (謄本を添付すべき場合は、20日以内)	変更届出書（様式第6号）	
	営業所又は古物市場ごとの取り扱う古物の区分に変更が生じた場合				
	営業所又は古物市場ごとの管理者の氏名・住所に変更が生じた場合				
許可証の返納	インターネット等を利用する者にあっては、そのURL（その自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号、その他の符号）に変更が生じた場合	許可証の返納	当該事由の発生の日から10日以内	返納理由書（様式第9号）	
	法人の役員の氏名・住所に変更が生じた場合				
	古物営業を廃止したとき				
	許可が取り消されたとき				
許可証の再交付	許可証の再交付を受けた後に発見・回復したとき				
	許可証の交付を受けた者が死亡した場合又は法人が合併により消滅した場合				
	許可証の亡失・滅失の場合				
古物競りあっせん業の届出	競りあっせん業の営業を開始した場合	営業開始の届出	営業の開始から2週間以内	古物競りあっせん業者営業開始届出書（様式第11号の2）	<ul style="list-style-type: none"> ○個人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・あっせんの相手方から送信された古物に関する事項及びその買受けの申出に係る金額にかかる自動公衆送信の送信元識別符号を使用する権限のあることを説明する資料（④） ○法人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・登記事項証明書 ・上記④
仮設店舗の届出	仮設店舗において古物営業を行う場合	仮設店舗営業の届出	営業開始の日から3日前まで	仮設店舗営業届出書（様式第14号の2）	